

平成28年2月10日

各位

会社名 株式会社ノーリツ
代表者名 代表取締役社長
兼 代表執行役員 國井 総一郎
(コード 5943 東証第1部)
問合せ先 取締役 小関 良之
兼 常務執行役員
(電話番号 078-391-3361)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月30日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行取締役でない取締役および監査役に期待される役割および責任を明確にするため、定款の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任限定契約) 第29条 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第30条～第37条(条文省略)	(業務執行取締役でない取締役の責任限定契約) 第29条 当社は、 <u>業務執行取締役でない取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第30条～第37条(現行どおり)
(社外監査役の責任限定契約) 第38条 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任限定契約) 第38条 当社は、 <u>監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年3月30日(予定)
定款変更の効力発生日 平成28年3月30日(予定)

以上